

## 稲城市高齢者見守りネットワーク事業協定書

稲城市（以下「甲」という）と〇〇（以下「乙」という）とは、稲城市高齢者見守りネットワーク事業実施要綱（平成27年12月21日市長決裁。以下「要綱」という。）に規定する高齢者見守りネットワーク事業（以下「事業」という。）の実施に関して、要綱第6条の規定に基づき、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 甲及び乙は、この協定が、甲及び乙の協力のもとに、異変のある高齢者又は何らかの支援を必要としている高齢者を早期に発見し必要な支援を行う等、地域社会全体で高齢者を見守る体制を確保し、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援することを目的とすることに合意する。

### （責務）

第2条 甲及び乙は、見守り活動の実施に当たって、相互理解による高い信頼関係と協力関係を構築すると共に、事業を継続的に実施することができるよう、その体制の確立に努めることに合意する。

### （事業の内容）

第3条 乙は、稲城市内において業務活動中に、地域の高齢者等の見守り、声かけ、状況確認等を負担のない範囲で行い、何らかの異変を察知したときは、甲又は甲の地域包括支援センター（以下「実施機関」という。）に連絡をするものとする。ただし、特に緊急を要するものと判断したときは、必要な措置を講ずるとともに、あわせて警察署又は消防署へ通報するものとする。

2 実施機関は、前項の連絡があったときは、乙が提供した情報と、実施機関が蓄積した高齢者の情報とを照らし合わせて、当該連絡に係る高齢者の状況を確認し、当該高齢者への支援等が必要と判断したときは、速やかに支援等を実施するものである。

### （個人情報の保護）

第4条 甲及び乙は、事業に関し知り得た個人情報を他に漏らすことのないよう、個人情報の取扱に関して、必要な措置を講ずるものとする。

2 乙は、高齢者を見守りに関して知り得た情報を、当該見守り以外の用に供してはならない。

3 この条の規定は、この協定が終了した後も、なお効力を有するものとする。

### （免責事項）

第5条 乙は、高齢者の異変に関し、甲に対してその責任を負わないものとする。

### （協議）

第6条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度甲乙協議の上決定するものとする。

### （有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から、令和〇年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、同項の期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも特

段の申し出がない場合は、有効期間は1年延長するものとし、その後も同様とする。

(本協定の破棄)

第8条 乙は、甲に対する申し入れによって、この協定を解除又は解約することができる。

2 甲は、乙が事業に協力するに当たり要綱若しくはこの協定の規定に違反したとき又は乙が事業に協力するに当たり不適当な事由があると認めるときは、乙に対して通告により本協定を破棄することができる。

この協定の成立を証するため、本通2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲

稲城市

稲城市長

高橋 勝浩

乙

所在地

名称

代表者名

○○ ○○